

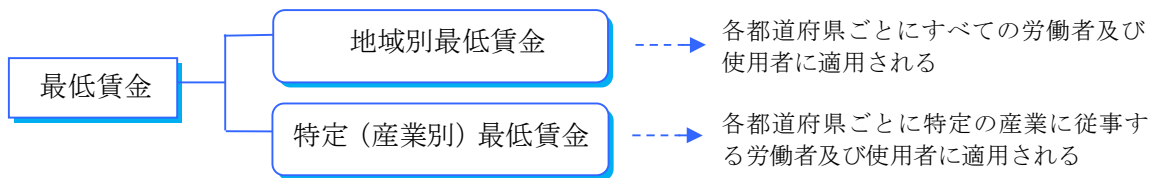
最低賃金（法第28条）

賃金の最低基準は、最低賃金法の定めるところによります。

■最低賃金

最低賃金は、賃金の最低限度を定めるものであり、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金額は、都道府県ごとに最低賃金審議会の調査審議に基づき決定されます。最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。



なお、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額（「特定（産業別）最低賃金」）以上の賃金を支払わなければなりません。

■減額特例

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されますが、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を勘案して減額した額により最低賃金の効力についての規定が適用されます。

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の試用期間中の者
- ③ 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち省令で定める者
- ④ 軽易な業務に従事する者
- ⑤ 断続的労働に従事する者

■対象とならない賃金

実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日(休日)の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃

金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

■最低賃金の対象となる賃金の例

